

## 構造設備の概要（薬局）

薬局の名称 \_\_\_\_\_

## 【建物（薬局）の構造等】

建物	木造・コンクリート造 その他（ ）	看板等設置	有・無	調剤室	調剤台	ルックス
換気設備	有・無	住居、不潔な場所等との区別	有・無		面積	m <sup>2</sup>
面積	m <sup>2</sup> (調剤室 + 待合室)	医薬品陳列場所	ルックス		天井	板張り・コンクリート その他( )
		薬剤又は医薬品 交付場所	ルックス		床	板張り・コンクリート その他( )
冷暗貯蔵のための設備	有・無	鍵のかかる貯蔵設備	有・無		換気設備	有・無
				進入防止措置	有・無	

## 【調剤室に必要な設備・器具】

品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量
液量器 ( cc)		軟膏板		ふるい器		メスフラスコ or メスシリンダー	
		乳鉢・乳棒（散剤用）		へら	金属製		
温度計	100	はかり	感量 10mg		角製		薬匙
水浴			感量 100mg	メスピペット等		角製	
調剤台		ピーカー		ロート			

## 【調剤に必要な書籍】

項目	媒体
日本薬局方・同解説に関するもの	書籍・電子媒体
薬事関係法規に関するもの	書籍・電子媒体
調剤技術等に関するもの	書籍・電子媒体
薬局で取扱う医薬品の添付文書に関するもの	書籍・電子媒体

【医薬品販売に関する構造設備】

		陳列場所等の閉鎖構造 ( )
要指導医薬品を販売しない時間帯の有無	有・無	シャッター パーテーション チェーン その他(下の欄に具体的に記入) [ ]
一般用医薬品を販売しない時間帯の有無	有・無	シャッター パーテーション チェーン その他(下の欄に具体的に記入) [ ]

開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合記入すること。

情報提供するための設備	ヶ所	
要指導医薬品の取扱いの有無及び陳列設備	有・無	[ 進入防止措置(要指導医薬品陳列区画) 鍵をかけた陳列設備 直接手の触れられない陳列設備 ]
第一類医薬品の取扱いの有無及び陳列設備	有・無	[ 進入防止措置(第一類医薬品陳列区画) 鍵をかけた陳列設備 直接手の触れられない陳列設備 ]
指定第二類医薬品の取扱いの有無及び陳列設備	有・無	[ 情報提供設備から7m以内 進入防止措置(指定第二類医薬品陳列設備から1.2m以内) 鍵をかけた陳列設備 ]

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第3項及び第5項第6～8号】

販売等する医薬品の区分	薬局医薬品(薬局製造販売医薬品を除く。) 薬局製造販売医薬品 要指導医薬品 第一類医薬品 指定二類医薬品 第二類医薬品(指定第二類医薬品を除く。) 第三類医薬品 医薬品の販売業は併せ行わない		
一日平均取扱処方箋数	枚	放射性医薬品の取扱い	有・無
兼営事業の種類			

兼営事業の種類は、薬事に関する事業がある場合に記入すること。なお、該当が無い場合、「無し」と記入すること。